

北空知衛生センター組合不適切会計処理事案に関する
調査報告書

令和6年10月

北空知衛生センター組合不適切会計処理事案に関する調査委員会

目 次

1. 北空知衛生センター組合の概要	
(1) 北空知衛生センター組合の業務内容	P 1
(2) 北空知衛生センター組合における事務局体制	P 1
(3) 生ごみバイオガス化施設に関する事業者	P 1
2. 事案の発覚	P 1
3. 事案の概要	P 2
4. 調査の概要	
(1) 調査委員会の設置	P 2
(2) 調査委員会の構成	P 2
(3) 調査期間	P 2
(4) 調査項目	P 3
(5) 調査の方法等	P 3
5. 調査によって確認した事項	
(1) 不適切な会計処理の内容	P 4
(2) 修繕等を仮発注した当事者の把握	P 4
(3) 私的流用等の確認	P 6
(4) 修繕等の必要性	P 6
(5) 修繕等費用・施工の妥当性等	P 7
6. 背景と原因分析	
(1) 職務に対する責任感や使命感の欠如	P 7
(2) 職員の業務内容の理解不足	P 8
(3) 組合事務局体制上の問題	P 8
(4) 施設の老朽化	P 8
7. 再発防止策	
(1) コミュニケーション及び研修機会の充実	P 9
(2) コンプライアンスの徹底	P 9
(3) 公益通報者保護制度の周知徹底	P 9
(4) 業務のマニュアル化とチェック体制の強化	P 9
(5) 修繕発注方法の見直しと修繕計画の策定	P 10
(6) 組合事業情報の共有と組合事務局体制	P 10
<資料1> 生ごみバイオガス化施設における修繕等の内容及び施工確認表	P 11
<資料2> No24 バイオガス化施設曝気ブローア修繕 見積書	P 12
<資料3> No24 バイオガス化施設曝気ブローア修繕 打合せ議事録	P 13
<資料4> No24 バイオガス化施設曝気ブローア修繕 仮発注書	P 14
<資料5> No24 バイオガス化施設曝気ブローア修繕 工事報告書	P 15
<資料6> No24 バイオガス化施設曝気ブローア修繕 修繕確認書	P 17
<資料7> 調査委員会開催状況	P 19

1. 北空知衛生センター組合の概要

(1) 北空知衛生センター組合の業務内容

北空知衛生センター組合（以下「組合」という。）は、組合規約第2条により「深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町及び沼田町」の1市4町をもって組織し、同規約第3条に定める「し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務」、「ごみ処理（焼却処分を除く）に関する業務」及び「火葬に関する業務」を行っている地方自治法第284条に基づく一部事務組合である。

し尿及び浄化槽汚泥の処理業務は昭和42年11月から、ごみ処理業務については平成15年度から、また、火葬業務については令和元年度から北空知葬斎組合との組合統合によりそれぞれの業務を行っている。

(2) 北空知衛生センター組合における事務局体制

組合における事務局体制については、火葬業務及び議会事務局に関する職員を除き次の表のとおりである。

役職	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事務局長	A氏 () ※1	→10/9まで 10/10～H氏 () ※1	I氏 () ※2
事務局次長	B氏 () ※2	→10/9まで 10/10～I氏 () ※2	K氏 () ※3
所長	C氏 () ※1	J氏 () ※1	—
主幹	—	—	5/1～L氏 () ※2
副主幹	D氏 () ※3	→	5/1～M氏 () ※3
副主幹	E氏 () ※3	→	
主査	—	—	～4/30 J氏 () ※4
会計年度 任用職員	F氏 () G氏 ()	→ →	→ →

注) ※1は部長職、※2は課長職、※3は課長補佐職、※4は係長・主査職
下線のあるものは併任職員。

令和5年度までは、事務局長（部長職）及び事務局次長（課長職）は深川市の併任職員であり、所長（部長職）以下は専任の職員であったが、令和6年度は事務局次長以上の併任発令及び所長の発令を行わず、構成市町派遣職員と会計年度任用職員による専任職員（L主幹を除く）により業務を行っている。

なお、E副主幹については令和6年3月末をもって退職している。

(3) 生ごみバイオガス化施設に係る事業者

当該施設の保守及び維持管理を行っている事業者は次のとおりである。

- プラント保守事業者：N社 ()
- 維持管理事業者：O社 ()

2. 事案の発覚

今回の不適切な会計処理については、組合における事務局体制の見直しと令和6年4月1日付人事異動により、組合事務局長となったI事務局長が引継ぎ等の業務に従事し

ている中で、2月5日付でプラント保守事業者であるN社から組合に対しメール送信があった仮発注案件のリストを会計年度任用職員のF氏から4月2日に受け取ったことを発端としている。

I 事務局長は修繕等の未払いがある可能性を認識し、取引事業者への確認を行い、不適切な会計処理（以下、「今回の事案」という。）が行われた可能性が高いことから、4月4日に組合長（深川市長）に、また、翌5日にはJ主査を同行の上、修繕等の未払い状況の報告が行われ今回の事案が発覚した。

なお、組合では今回の事案を受けてその処理を迅速に進めるため、5月1日付で深川市職員のL主幹を組合職員として併任発令し、体制強化が図られている。

3. 事案の概要

事務局職員が、令和4年度から5年度の生ごみバイオガス化施設の修繕等にあたり、N社に対して仮発注のみで契約事務を行わないまま、28件74,487,600円の未払いを生じさせており、年度別内訳は次のとおりである。

項目	件数	金額（税込）
令和4年度発注分	3件	5,687,000円
（令和4年度完了）	（3件）	（5,687,000円）
令和5年度発注分	25件	68,800,600円
（令和5年度完了）	（15件）	（35,272,600円）
（令和6年度完了）	（10件）	（33,528,000円）
合計	28件	74,487,600円

なお、発注した28件の詳細は資料1のとおり。

4. 調査の概要

（1）調査委員会の設置

今回の事案の発覚を受けて、組合において構成市町職員及び弁護士による調査委員会が設置され、原因の解明や再発防止策の検討を進めた。

（2）調査委員会の構成

組合を構成する1市4町の職員と弁護士をもって構成した。

委員会役職	構成市町等	役職等	氏名
委員長	深川市	企画総務部長	
副委員長	妹背牛町	住民課長	
委員	深川市	市民生活課主幹	
〃	秩父別町	住民課長	
〃	北竜町	住民課長	
〃	沼田町	住民生活課長	
〃		弁護士	

（3）調査期間

令和6年6月10日に第1回調査委員会を開催し、令和6年10月11日までに計12回の委員会を開催し調査を行った。

なお、調査委員会の開催状況は資料7のとおりである。

(4) 調査項目

調査委員会では、以下の4つの調査項目を設定し、調査報告書を作成することとした。

- ①不適切な会計処理の事実認定
- ②原因、背景及び責任の所在の解明
- ③組織性の解明
- ④再発防止策の検討

(5) 調査の方法等

調査委員会では関係書類の確認をはじめ、組合の新旧事務局職員を対象とした事前の書面調査、事務局職員や関係事業者社員への聴き取り調査を行った。

調査の範囲については、N社以外の取引事業者への照会や経理関係書類の確認を行うも未払いがなく、また、今回の事案が新聞報道された以降においても取引事業者からの問い合わせがなかったことから、N社に対する未払いに限定して調査を進めた。

①書類調査

書類調査としては、組合から提出のあった決算書などの財務関係書類及び関係事業者から提供のあった修繕等に関する以下の書類により調査・確認を行った。

ア. 財務関係書類

- ・令和2～4年度北空知衛生センター組合会計歳入歳出決算書
- ・令和2～4年度北空知衛生センター組合会計歳入歳出決算の意見について
- ・令和2～4年度北空知衛生センター組合会計定期監査の結果について
- ・令和2～4年度北空知衛生センター組合会計例月出納検査の結果報告について
- ・令和3～5年度における塵芥処理費修繕料決算額
- ・令和5年度塵芥処理費修繕料執行状況

イ. 関係事業者から提供のあった修繕関係書類

<N社提供書類>

- ・見積書（資料2）：28件の修繕等の一例として掲載（以下、資料6まで同様）
- ・打合せ議事録（資料3）：修繕等の対応について、N社と組合修繕担当者が協議した内容を記録した書類。
- ・仮発注書（資料4）：必要な修繕部品の納期と着工を早めるために組合修繕担当者が先行発注をN社に依頼した書類。
- ・工事報告書（資料5）：N社が修繕等の完了を報告した書類。

<O社提供書類>

- ・事故（故障）報告書：ごみ処理施設の維持管理やごみ処理において、事故が発生した際の内容や機械設備等の故障内容を組合に報告するための書類。
- ・作業実績報告書：毎月の委託業務による実施内容等を組合に報告している書類。

ウ. 修繕確認書（資料6）：組合、N社、O社の3者により、現地にて修繕等が完了していることを確認した書類。

②事前書面調査

調査委員会において、新旧事務局職員を対象にそれぞれが担当していた業務や職責、当事者と想定される職員2名の状況、不適切事案との係わりや当時の対応状況を確認するとともに、直接聴き取り調査を行う対象者を絞り込むため、次の者に対して事前の書面調査を実施した。

<事前書面調査実施者>

- | | |
|------|---------|
| 事務局長 | : A氏、H氏 |
| 所長 | : C氏 |
| 副主幹 | : D氏 |

会計年度任用職員：F氏、G氏

③関係者への聴き取り

最初に生ごみバイオマス化施設のプラント保守事業者であるN社及び維持管理事業者であるO社の2社計4名から聴き取りを行った。

その後、新旧事務局職員への事前書面調査により状況等を把握する中で、責任の度合いなども考慮し聴き取り順番を決定後、10名から聴き取りを行った。

〈聴き取り実施者〉

事務局長 : A氏、H氏

事務局次長 : B氏、I氏

所長 : C氏、J氏

副主幹 : D氏、E氏

会計年度任用職員：F氏、G氏

5. 調査によって確認した事項

(1) 不適切な会計処理の内容

生ごみバイオガス化施設は、構成市町区域内における生ごみを処理する施設である。平成15年4月に共用を開始し、約21年が経過していることもあり老朽化により故障の都度随時修繕等が行われている状況にあった。

修繕等にあたっては、施設の特異性からプラント保守事業者N社と随意契約を行ってきているが、その際には組合が準用する深川市財務規則に基づいて契約事務を行うことになっており、規則に基づく支出負担行為の手続きや1,000万円を超える支出負担行為の際の会計管理者との事前協議、契約前の事務手続き及び契約書の作成から始まり監督員通知・検定・検収などの契約事務が必要であるが、今回の事案については、令和4年度から5年度の修繕等28件74,487,600円について契約事務が一切行われておらず、組合修繕担当者によるN社との仮発注書（資料4）のみにより修繕等が進められていた。

また、組合事務決裁規程第4条第9号では、1件1,000万円を超える支出負担行為の承認（委託・工事を除く）については、組合長の決裁行為が必要であるが、今回の事案では当該規定に基づく事務処理は行われていなかった。

さらに、今回の事案にかかる必要な歳入歳出予算を確保していないことから、地方自治法第210条に規定する総計予算主義の原則に反するほか、当該年度中の支払いになっていないため、地方自治法第208条第2項に規定する会計年度独立の原則にも反するものである。

なお、今回の事案について、組合から監査委員に監査の状況を照会したところ、「金銭の支払い等の事実がない旨報告を受けていることから、現時点では監査等を実施できる状況ではない」との見解が示されている。

(2) 修繕等を仮発注した当事者の把握

組合事務局専任職員は、深川市からの派遣職員の2名（令和4年度は技術職1名及び事務職1名、令和5年度は技術職2名）と構成町からの派遣職員1名（事務職）の3名で、当時、生ごみバイオガス化施設の修繕等を担当していたのはE副主幹であった。

I事務局長が調査をすると、N社から提供を受けた見積書（資料2）、打合せ議事録（資料3）及び仮発注書（資料4）の一部については、処理もされずにE副主幹の机の中に同じものが存在していた。また、打合せ議事録（資料3）や仮発注書（資料4）には

修繕名や金額とともにE副主幹の氏名の記載と押印がされており、これらの合計23件53,282,900円相当がE副主幹からN社に対して仮発注されていたものと考えられる。

E副主幹は聴き取り時に、「N社担当者から未払いがあるとの話は聞いていない。」、「未払いに関する一覧表は見えていない。」、「未契約については記憶がない」と証言しつつも、「J所長と未払いの内容について相談していない」、「修繕が続き途中で契約行為を失念したのかもしれない」、「覚えてはいないが自分以外に発注する人がいないため自分が発注したと思っている。」、「不適切な事務は自分の発注の仕方だとかその辺に問題があったかなと思っている。」と証言している。

また、聴き取り者からは、「個別の案件については、組合修繕担当者とやり取りしている。」、「不具合が生じた場合の実質的な組合の窓口はE副主幹。」、「組合で修繕を担当していたのはE副主幹。E副主幹の休みが続くようになってからは、J所長が対応していた。」などの証言もある。

以上のことから、今回の事案の一部(23件)についてはE副主幹が他の職員に相談、協議、報告もせず仮発注を行ったものと判断する。

J所長については、E副主幹の体調不良により令和5年12月14日から長期の休暇に入った後、修繕担当者として業務を行っている。N社から提供を受けた3月における打合せ議事録(資料3)及び仮発注書(資料4)には、J所長の氏名の記載と押印がされており、J所長によりN社に対して仮発注がされていたものと考えられ、その合計は5件21,204,700円相当となっている。

これらに関してJ所長は、「件数、金額はあまり記憶にない。」としつつも、「令和5年12月(14日)以降のN社との打合せは全て自分である。」、「令和5年度内にある程度は自分で設計し、お支払いしようと考えていた。」、「令和6年度予算での契約とも思っていた。」と証言していることから、J所長も不適切な会計処理を行っていたと判断する。

また、J所長については、E副主幹が行った修繕等の仮発注状況を把握していなかったが、J所長への聴き取りの中で、「E副主幹に対し9月になって予算確保済の修繕を発注するよう指示した際に、別の修繕を行っている話しを受け、その内容の報告を求めていた。」、「令和6年1月25日にN社担当者と会った際、そんなお金はなく、払える額はせいぜい1,000万円と話した。」と証言しているほか、組合職員やO社への聴き取りでは、令和5年12月13日あるいは令和6年1月25日に組合修繕担当者とN社担当者による契約や支払いに関する打合せがあったことや、令和6年2月5日にN社担当者から組合代表メールアドレスに今回の事案に関する未契約のリストが届いていたとの証言もあることから、J所長は、令和5年9月頃には修繕予算の執行状況について何らかの疑問を持ち、令和6年1月25日以降に相当な金額の仮発注であることを認識していたと考えられる。

さらに、他の事務局職員への聴き取りでは、「支払いや令和5年度3月補正予算への計上をJ所長に確認するも、支払いについての話しがなく翌年度予算対応との指示があった。」との証言があったほか、J所長も「職員から3月補正の提案があったが、年度内の工期が取れず矛盾するため断念した。」、「自分の判断で3月に補正しない意思決定を行った。」と証言していた。

以上のようにJ所長は、E副主幹の業務を引き継いだ以降、不適切な会計処理を行っていたほか、未払いの状況等知り得た事実を放置し自らの判断で3月補正予算を計上せず翌年度へ先送りしていた。

< N社提供資料に記載されていた仮発注者毎の件数と金額 >

仮発注を行った者	件数	金額
E副主幹	23件	53,282,900円
J所長	5件	21,204,700円
合計	28件	74,487,600円

また、修繕等を担当していない事務局職員については、会計年度任用職員のF氏、G氏が令和5年12月以降、D副主幹が令和6年1月中旬に未払いの状況を知り、それぞれが知った日以後、J所長に相談していたとの証言から関与は認められなかった。

このように今回の事案は、E副主幹とJ所長がそれぞれ単独で行った行為と判断する。

なお、組合事務局設置条例施行規則では、「事務局長は事務を総括し職員を指揮監督する。」「事務局次長及び所長は事務局長を助け事務局の事務を整理する。」ことになっているが、事務局長及び事務局次長は、整備中の北空知葬斎場以外の業務については所長に任せていたと証言するなど、直接の関与はないものの、聴き取りの中で自身の監督責任を認めており、本来の業務を果たしきれていなかったと判断する。

(3) 私的流用等の確認

今回の事案に係る私的流用について検証したところ、そもそも今回の事案は修繕等の仮発注行為に留まるもので、金銭の移動が全く生じていないことから、私的流用に及ぶ要素が見当たらなかった。

また、令和4年度から5年度の経理関係諸帳簿等を確認するも、事務局職員による私的流用の痕跡は見当たらず、当事者のJ所長、E副主幹の聴き取りでも、私的流用を行っていないと証言しており、組合事務局職員及び関係事業者への聴き取りにおいても、N社、O社、J所長及びE副主幹の間に個人的な関係を示す証言はなく、かつ、私的流用や図利加害目的（行為者が、自己または第三者の利益を図るか、または他人に損害を与えようとする事。）を疑う証言もなかった。

なお、E副主幹については、体調不良により職場を休みがちとなり、令和6年3月末をもって退職したが、E副主幹が不適切な会計処理を行ったのは病休等により出勤しなくなる前のことであるため、体調不良と今回の事案との関係性はないと判断する。

今回の事案で未払い先となっているN社からは、担当者が令和6年3月末をもって退社し、本人への聴き取りはできなかったが、N社の責任ある立場の方への聴き取りでは、当時の担当者に組合へ正式契約を促し、令和5年12月までにはある程度の支払いを求めるよう指示していたほか、28件の修繕等については社内の電子システムにより承認行為が行われており、権限のある役職による最終承認がなければ部品の発注が行えない仕組みであり、1件1件社内稟議を経て把握している。また、正式契約に至っていなかったことから報告書関係は一切まとめていないと証言している。

(4) 修繕等の必要性

今回の事案については、令和4年度発注分3件5,687,000円は同年度中に修繕等が完了し、令和5年度発注分は同年度完了15件35,272,600円、令和6年度完了10件33,528,000円となっており、修繕等はすでに完了しているところであるが、その必要性について検証したところ、O社による事故（故障）報告書及びその時の周辺機械設備の状況から、緊急性が高いと位置付けられているものが全体の90%を占め、残りについても、以前よりO社から提案のあった内容であった。

また、N社から提供を受けた打合せ議事録（資料3）や仮発注書（資料4）には、設備の復旧に緊急を要するための先行発注であることや、次々と修繕や必要な部品の発注

が必要な状況であったことが記載されており、これらの修繕等は必要な対応だったものと判断する。

(5) 修繕等費用・施工の妥当性等

今回の事案に係る28件分の修繕費用74,487,600円については、N社から提供を受けた仮発注書(資料4)に記載されている総額(税込み)であるが、これらの修繕等について火葬場整備事業を担当する組合併任職員である深川市の建築技師の協力のもと建築の一般的な(公共建築工事積算基準を用いた)方法で設計金額を算出したところ、すべて同額若しくは上回っており、総額で134,737,900円となっていたことから、仮発注書(資料4)記載金額が過大な金額ではないことを確認した。

また、仮発注書(資料4)の施工状況については、令和6年7月25～26日及びその後部品の納入の遅れなどにより完了の都度、組合修繕担当者であるM副主幹、N社及びO社担当者の3者により、修繕場所での現地立会にて納品物や施工箇所の確認が行われており、その内容については、N社から提供を受けた見積書(資料2)、打合せ議事録(資料3)、仮発注書(資料4)、工事報告書(資料5)、O社の作業実績報告書などの書類との整合性も含め、通常の検定に代わる事務として修繕確認書(資料6)のとおり行われていた。

上記の関係事業者から提供を受けた書類及び3者による修繕確認書(資料6)については、各調査委員が審査し整合性を確認している。しかし、修理番号8番の「発電機廻り修繕」は、発電機へ冷却水を送り込む配管の補修や冷却水ホースの納入等であるが、国外から取り寄せている圧力を調整する膨張タンクについては、納品が遅れているため確認ができなかったが、この後、組合において納品を確認する必要がある。

これらにより、調査委員会では28件の修繕等費用及び施工について妥当であると判断する。

6. 背景と原因分析

(1) 職務に対する責任感や使命感の欠如

E副主幹の日頃の勤務状況について、事務局職員へ聴き取りを行ったところ、健康管理にも関係するが、E副主幹は喫煙回数が多く喫煙時間が長いこと、組合事務所内のアルコール臭の原因となっていたこと、業務に関係ないインターネットを見ている時間が長いこと、仕事に打ち込んでいる感じは見受けられなかったこと、机の上に書類が山積み状態で本人や周りの職員が書類探しに苦労するなどの証言があったほか、O社からの事故(故障)報告書の未処理等が散見されるなどの証言もあり、担当する業務に対しての責任感や使命感が欠如していたと思われる。

また、職場を管理する立場にあるJ所長は、E副主幹と同様の不適切な会計処理を行っていたほか、元所長のC氏は、E副主幹の業務の進捗を確認し、責任ある業務執行を行うよう都度指導していたとの証言をしていたが、J所長については、仕事を手伝えることや病院に行くことを勧めるなどの話は行っていたものの、E副主幹が出勤できなくなる前に、職員の体調不良の状況を考慮した業務の進捗状況の確認や、実際に業務の補助には至っていなかったとの証言があり、管理監督の立場にありながら責任感や使命感が欠如していたと思われる。

事務局長及び事務局次長も、指揮監督等を行う立場でありながら、責任感や使命感が欠如していたと思われる。

(2) 職員の業務内容の理解不足

事務局職員への聴き取りによると、組合事務所では、役割分担表や業務マニュアルが作成されないままそれぞれの職員が業務を行っており、組合代表メール、收受文書や文書の管理、会計事務を行っている会計年度任用職員が、職員間の連携が少ない分を補助するかたちで全体の業務が遂行されていた。

特に、施設の修繕等については補助する職員がおらず、1人が専門的に業務を受け持ち、その専門性から1人任せになっていたと複数から証言があった。J所長からも「役割分担は前任者からの引継ぎで自然に決まっていたと思う。」「ごみ処理施設にはほとんど行っていない。」「故障関係は一部の内容しか把握していない。」などの証言があった。

最近では、所長（部長職）が毎年交代している状態も見られ、職員が各自の業務内容を十分に把握せずに業務に従事していたと考えられ、また、事務局長や事務局次長も含め他の職員の業務を把握するまでに至っていなかったことにより、組織としてのチェック機能が不十分であった可能性がある。

(3) 組合事務局体制上の問題

令和5年度以前の組合事務局の体制については、令和元年度の北空知葬斎組合との統合時に、これまで組合議員であった各町長を副組合長とし、その際に、これまで課長職であった所長を部長職として配置するなど、事務局長及び事務局次長の併任発令以外については他の一部事務組合との整合を図ってきているが、これらの組織改編時に、事務局長と所長の部長職2名の配置に伴って事務や役割分担の整理が不十分であったため、事務局長等は現場に任せきりになっていたことなど、組合事務局の役割分担や体制上の問題があったと考えられる。

(4) 施設の老朽化

ごみ処理施設では、平成15年度の処理開始以降、平成30年の北海道胆振東部地震によるブラックアウトを除き、受入を中断することなくごみ処理業務が行われている。

施設建設から相当の年数が経過し、機械設備等の修繕に必要な部品の調達が難しくなる時期でもあるが、聴き取りを行った全員からは、複数年の修繕等に関する計画はなく、故障後に修理を行う事後保全になっているとの証言があった。

また、施設の修繕を担うプラント保守事業者であるN社や維持管理事業者であるO社からは、耐用年数などを考慮した予防保全として故障前の修繕を提案されていたが、急遽故障が発生し、予防保全の予算が事後保全に置き換わってしまう状況にもあったと、ほとんどの事務局職員が証言しており、必要な予算を確保できなかった状況が今回の事案における背景の一つと考えられる。

なお、聴き取りの中で、施設において突発的な故障が頻発し、対症療法的修繕に追われていた状況に対して、組合修繕担当職員はごみの受け入れが中止にならないよう苦勞していたとの証言もあった。

7. 再発防止策

調査によって確認した内容をもとに、二度とこのような事案の発生がないよう未然に防ぐことを目的として再発防止策を提言し、今後その実行を求めるものである。

(1) コミュニケーション及び研修機会の充実

聴き取りの中で、事務局職員が今回の事案の相談先について悩んでいたとの証言もあり、今回の事案では、職員間のコミュニケーション不足が背景にあったことは否めない。

コミュニケーションを高めることは職員の意識改革にも寄与することから、職場内において定期的な打合せの機会を設け、組織として目標の確認やそれぞれの業務の進捗状況の確認を行うとともに、困りごとや悩みごとを気軽に話せる風通しの良い職場環境づくりを行っていくべきと考える。

また、組合は3つの事務を共同で行っており、し尿やごみなどに関する処理については廃棄物処理法、火葬に関する事務には墓地埋葬法などが実務を行う上で重要な根拠法令である。これらに関する研修会への参加機会を確保するとともに、構成市町職員が参加する例えば北海道市長会環境主管者会議などの情報について、構成市町職員の協力を得て収集・共有し、日常業務に役立てることも有効と考える。

加えて、事務局職員が日常業務に係る情報を共有できる環境を整えることも対策の一つと考える。

(2) コンプライアンスの徹底

組合の業務を行う上では、地方自治法や地方公務員法をはじめ、深川市の条例規則等を準用する規定となっているが、今回の事案ではこうした法令を遵守することの職員の認識不足があったと言わざるを得ない。

昨今、地方自治体ではコンプライアンス基本方針の策定が進んでいることから、こうした例を参考に職員の法令遵守の意識を高める取り組みを進める必要があると考える。

(3) 公益通報者保護制度の周知徹底

国では、労働者等が事業者の不正などに関して通報したことによって、解雇やその他不利益な扱いが行われないう労働者等を保護するための制度として、公益通報者保護法を整備しており、これを受けて深川市の公益通報制度では「外部公益通報窓口」が設置されているため、この制度の活用について事務局職員をはじめ取引事業者に周知する必要があると考える。

(4) 業務のマニュアル化とチェック体制の強化

今回の事案を通じ、組合事務局で業務分担表や業務マニュアルが整備されていないことが明らかとなった。組合事務局は会計年度任用職員を除き、構成市町からの派遣職員で運営されているため、一定期間で異動する職場であり、プロパー職員は置いていない。

こうした中で業務を円滑に推進していくためには、業務分担表や業務マニュアルは不可欠であり、今後、早急に整備すべきと考える。

(5) 修繕発注方法の見直しと修繕計画の策定

組合施設は日々、ごみの受け入れを行っているが、施設の故障等により万一受け入れできない状況となったときは、住民や事業者のごみの排出に多大な影響を及ぼすことになるため、施設の修繕等には十分な手立てが必要である。

施設の修繕等にあたっては、不適切な発注が行われないように努める必要がある。さらに、組合施設は稼働から約21年が経過し老朽化が進行しており、中長期的な展望に立った施設の長寿命化等の対応を考えていく時期に来ている。現状、中長期的な修繕計画がなく、また、計画がないことにより予防保全にいたらず事後保全になっているため、早期に施設設備の現状調査を行った上で、中長期の修繕計画を策定するとともに、年間一括発注方式の導入を検討し、十分な予算を確保した中で修繕をすみやかに行っていくべきである。

(6) 組合事業情報の共有と組合事務局体制

今回の事案を通じ、組合事務局の閉塞的な運営体質が見て取れた。4町担当者から、組合としての協議の場が少ないとの指摘もあったことから、北空知衛生センター組合会議等設置規程に規定する「連絡調整会議（構成市町の衛生等担当課長で構成）」の開催回数や会議内容を充実させ、組合構成市町間での情報共有を強化し、予算の執行状況や施設の稼働状況を確認するなど再発防止として取り組むべきである。

組合事務局体制については令和6年4月に見直しを行っているが、今後、施設の老朽化に伴う施設修繕の増加、中長期的な修繕計画策定のための人員配置や、最近では所長が毎年交代するなどもあり、組合事務局派遣職員の派遣期間やその時期についても配慮が必要と考える。

生ごみバイオガス化施設における修繕等の内容及び施工確認表

No	件名	金額（税込：円）	上段：仮発注日等 下段：報告書撮影日	施工確認日	備考
1	ボールバルブ交換修繕	1,045,000	R4. 8. 1 R4. 8. 1	R6. 7. 26	E 副主幹発注（以下同じ）
2	夾雑物コンベア修繕	2,629,000	R4. 9. 30 R4. 12. 23	R6. 7. 26	
3	No.2生ごみ分別機修繕	2,013,000	R4. 11. 7 R4. 12. 6	R6. 7. 25	
4	温水ポンプフロートスイッチ納入	112,200	R5. 5. 22 R5. 9. 12	R6. 7. 26	
5	スクリュープレス洗浄ノズル納入	531,300	R5. 5. 22 R5. 8. 9	R6. 7. 26	
6	No.2曝気ブロワ及び電動機修繕	4,906,000	R5. 5. 22 R5. 6. 20	R6. 7. 25	
7	インバーター納入	704,000	R5. 5. 22 R6. 2. 19	R6. 7. 26	
8	発電機廻り修繕	1,331,000	R5. 5. 22 R6. 6. 13他	R6. 7. 26	※膨張タンクは未確認
9	No.2生ごみ分別機供給コンベア修繕	2,200,000	R5. 5. 22 R5. 8. 29.	R6. 7. 25	
10	バイオマスボイラー煙道部清掃	990,000	R5. 5. 22 R5. 6. 13	R6. 7. 26	
11	メタン発酵槽攪拌ブロワ及び電動機修繕	4,158,000	R5. 8. 8 R5. 9. 13	R6. 7. 25	
12	パイプコンベア修繕	2,112,000	R5. 8. 9 R5. 8. 25	R6. 7. 25	
13	パイプコンベア部品納入	859,100	R5. 8. 9 R5. 8. 29	R6. 7. 25	
14	生ごみ分別機修繕	2,805,000	R5. 8. 29 R5. 9. 26	R6. 7. 25	
15	ポンプ及び吐出配管修繕	3,080,000	R5. 10. 26 R5. 12. 29	R6. 7. 26	
16	電気計装機器修繕	1,760,000	R5. 10. 26 R5. 11. 14	R6. 7. 26	
17	予備共通ブロワ電動機、配管修繕	5,478,000	R5. 10. 26 R6. 1. 11	R6. 7. 25	
18	生ごみ移送ポンプ修繕	4,730,000	R5. 10. 26 R6. 2. 2	R6. 7. 25	
19	ブロワ用安全弁納入	737,000	R5. 12. 1 R6. 6. 27	R6. 7. 25	
20	中継ポンプ修繕	4,136,000	R5. 12. 1 R6. 4. 13	R6. 7. 26	
21	生ごみ破砕機刃物納入	5,118,300	R5. 12. 1 R6. 6. 27	R6. 7. 25	
22	No.2生ごみ破砕機A・B軸刃物修繕	1,001,000	R5. 12. 1 R6. 6. 29	R6. 7. 25	
23	温水ユニット修繕	847,000	R5. 12. 1 R6. 1. 11	R6. 7. 26	
24	曝気ブロワ修繕	18,150,000	R6. 3. 1 R6. 7. 25	R6. 7. 26	J 所長発注（以下同じ）
25	膜処理水ポンプインバーター修繕	964,700	R6. 3. 1 R6. 7. 25	R6. 7. 26	
26	電装機器修繕	396,000	R6. 3. 1 R6. 4. 26	R6. 7. 25	
27	生ごみ分別機供給コンベア修繕	385,000	R6. 3. 1 R6. 4. 9	R6. 7. 25	
28	ポリマー溶解装置修繕	1,309,000	R6. 3. 11 R6. 4. 20	R6. 7. 26	
28件		74,487,600			

一例としてNo24の修繕における見積書を資料2、打合せ議事録を資料3、仮発注書を資料4、工事告書を資料5、3者による修繕確認書を資料6として次ページ以降に掲載。

No24 バイオガス化施設 曝気ブロア修繕 打合せ議事録

オーダー	-		所長		作成者
打合せ議事録					
客先名	北空知衛生センター組合 様	日時	2024年3月1日		
工事名	バイオガス化施設 曝気ブロワ修繕	場所	北空知衛生センター		
工事場所	深川市一已町字一已1863番地				
出席者	所属	出席者氏名			
	北空知衛生センター組合	所長	様		
項目番号	打合せ事項 質問事項	打合せ結果 御回答			
1	現在不具合発生中の曝気ブロワ2台の修繕納期は約7ヶ月掛かります。	<input checked="" type="radio"/>	いいえ	客先) 長期に停止する事が出来ず緊急で対応してほしい。	
2	修繕費用は概算 ¥16,500,000 (円) 掛ります。	<input checked="" type="radio"/>	いいえ	客先) 了承。	
3	至急対応が必要なため。先行手配となりますがよろしいでしょうか。	<input checked="" type="radio"/>	いいえ	客先) 了承。	
4	正式に御発注の際は、どのような契約方法になるのでしょうか。	<input checked="" type="radio"/>	いいえ	客先) 2024年度以降修繕予算での随意契約発注となる。	
5	-以下余白-				
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
その他特別な指示事項					

No24 バイオガス化施設 曝気ブロア修繕 工事報告書



製番

R5

書類番号

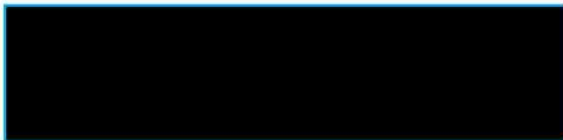
24

北空知衛生センター組合 様

令和5年度 各種機器修繕

バイオガス化施設 曝気ブロワ修繕

2024年7月



工事報告書

工事件名	バイオガス化施設 曝気ブロウ修繕
作業所名	北空知衛生センター組合バイオガス化施設
撮影年月日	2024/7/25
撮影箇所	No.1曝気ブロウ修繕(着工前)
	
作業内容	
No.1曝気ブロウ更新・・・1台	
No.2曝気ブロウ分解整備・・・1台	
No.1曝気ブロウ主軸キー溝加工・・・1本※加工後予備品として保管	
曝気ブロウ制御盤内部品更新・・・1式	
試運転調整	

工事報告書

工事件名	バイオガス化施設 曝気ブロウ修繕
作業所名	北空知衛生センター組合バイオガス化施設
撮影年月日	2024/7/25
撮影箇所	No.1曝気ブロウ修繕(完成)
	
作業内容	
No.1曝気ブロウ更新・・・1台	
No.2曝気ブロウ分解整備・・・1台	
No.1曝気ブロウ主軸キー溝加工・・・1本※加工後予備品として保管	
曝気ブロウ制御盤内部品更新・・・1式	
試運転調整	



No1曝気ブロウ

分解
ベアリング



No1曝気ブロウ

分解完了③



No1曝気ブロウ

分解完了①



No1曝気ブロウ

清掃完了①



No1曝気ブロウ

分解完了②



No1曝気ブロウ

清掃完了②

組合長	事務局長	事務局次長	主幹	副主幹	
[Redacted]					

No.24

修 繕 確 認 書

1. 名 称 バイオガス化施設 曝気ブロア修繕 ✓
2. 実施場所 深川市一已町字一已1863番地989
3. 見積金額 一金 18,150,000 円也
4. 実施業者 [Redacted]
5. 完了年月日 令和 6 年 7 月 25 日

上記修繕について、実施業者・処理施設維持管理委託業者・発注者立会のもと完了していることを確認しましたので報告します。

令和 6 年 7 月 26 日

実施業者

[Redacted]

処理施設
維持管理委託業者

[Redacted]

発注者

北空知衛生センター組合

[Redacted]

バイオガス化施設 曝気ブロワ修繕



曝気ブロワ・電動機交換

調査委員会開催状況

令和6年6月10日（月） 第1回調査委員会
スケジュール、調査項目、事前書面調査内容等

令和6年6月12、28日（水、火） 第2・3回調査委員会（書面開催）
調査項目等

令和6年6月25日（火） 第4回調査委員会
2事業所（4名）聞き取り、関係書類確認作業協議

令和6年7月9日（火） 第5回調査委員会
関係職員等（3名）聞き取り、今後の予定

令和6年7月19日（金） 第6回調査委員会
関係職員（1名）当事者聞き取り（2名）、修繕状況確認、今後の予定

令和6年7月31（水）第7回調査委員会
関係職員（4名）聞き取り他

令和6年8月28日（水） 第8回調査委員会（書面開催）
修理事業者報告書確認、3者による現地確認書類等の確認

令和6年9月26日（木） 第9回調査委員会（書面開催）
修理関係書類の最終確認、調査報告書について

令和6年10月4日（金） 第10回調査委員会
修理関係書類の最終確認、調査報告書について

令和6年10月9日（水） 第11回調査委員会
修理関係書類の最終確認、調査報告書について

令和6年10月11日（金） 第12回調査委員会（書面開催）
調査報告書について